

宮代町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については宮代町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要領の規定によるものとする。

令和8年4月14日

宮代町長 新井 康之

記

1 入札対象工事	
(1) 工事名	令和8年度 須賀中学校外壁改修工事
(2) 工事場所	宮代町大字須賀1426-1
(3) 工事期間	契約確定の日から令和8年12月28日まで
(4) 工事概要	ア 建物概要 ① 東棟 RC4階建 2,835 m ² ② 西棟 RC4階建 1,497 m ² ③ 配膳室棟 RC4階建 172 m ² イ 工事内容 須賀中学校校舎における外壁改修 一式
2 落札者の決定方法	本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、宮代町公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
4 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和8年4月14日（火） 午後4時00分から 令和8年5月8日（金） 午後4時00分まで
6 設計図書等に関する質問	令和8年4月14日（火） 午後4時00分から 令和8年4月22日（水） 午後4時00分まで
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に質問書を電子入札システムにより提出すること。
7 質問に対する回答	質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）までに電子入札システム上で掲示する。
8 入札書提出期間	令和8年5月11日（月） 午前9時00分から 令和8年5月12日（火） 午後4時00分まで
	変更することがある。この場合は、電子入札システム上で案内する。
9 開札日時	令和8年5月13日（水） 午前9時30分
10 入札に参加できる者の形態	単体企業
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 建設業の許可	建築工事

	建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という。）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が4,500万円（建築工事業である場合には7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。			
(2) 登録業種	建築工事業			
	令和7・8年度宮代町建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に上に示す業種で登載されている者であること。			
(3) 所在地	本店又は申請事業所	杉戸県土整備事務所の管轄する市町		
	本公告日現在において、資格者名簿に登載された契約権限を持つ本店、支店又は申請事業所が上に示す所在地にあること。			
(4) 格付	業種	建築工事業	格付	A級又はB級
	資格者名簿において、上に示す格付で登載されている者であること。			
(5) 施工実績	契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日からこの公告の日までに、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定法人を含む。）との請負契約により、元請けとして建築工事を受注し、かつ完成させた実績を有すること。			
(6) 配置予定の技術者	ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請契約の総額が、4,500万円（建築一式の場合にあっては7,000万円）以上となる場合は、監理技術者でなければならない。また、請負代金の額が、4,000万円（建築一式の場合にあっては8,000万円）以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。			
	イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、上記5に規定する競争参加資格確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。			
	ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。			
	エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。			
(7) その他の参加資格	ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。			
	イ 宮代町契約規則（昭和62年宮代町規則第7号。以下「契約規則」という。）第2条第1項の規定により、町の一般競争入札に参加することができない者でないこと。			
	ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、町長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
	エ 建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。			
	オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、宮代町の契約に係			

	る入札参加停止等の措置要綱（平成２３年宮代町告示第１２４号。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、宮代町の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２１年宮代町告示第８３号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 キ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
12 入札参加資格の有無の確認	宮代町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要領に基づき、落札候補者の決定後に入札参加資格の有無を確認する。
13 最低制限価格	設定する。（宮代町最低制限価格制度実施要領に基づき設定）
14 入札保証金	免除する。ただし、落札者が正当な理由がないにもかかわらず、所定の期日までに契約を締結しないときは、落札金額の１００分の１０に相当する額の違約金を徴収できるものとする。
15 契約の時期	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年宮代町条例第４号）の定めるところにより、町議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。
16 契約保証金	（１）落札者は契約金額の１００分の１０以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。 （２）次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項の保証事業会社をいう。）の保証 （３）次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に宮代町を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関と宮代町を債権者とする工事履行保証契約を締結した者 （４）契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは契約保証金は還付しない。
17 支払条件	
（１）前金払	する。（宮代町公共工事前払金事務処理要領に基づくものとする。）
（２）中間前払金	する。（宮代町中間前金払取扱要領に基づくものとする。）
（３）部分払	する。（宮代町公共工事等部分払事務処理要領に基づくものとする。）
18 現場説明会	開催しない。
19 入札に関する注意事項	
（１）入札の執行	ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

	イ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。ただし、再度入札の場合はこの限りでない。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。 ※提出ファイルの拡張子は、「.docx」（MicrosoftWord）、「.xlsx」（同Excel）又は「.pptx」（同PowerPoint）とする。他の拡張子ファイルの提出は出来ないので注意すること。 イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は1回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。 イ 再度入札の応札締切は、令和8年5月13日（水）午後3時までとする。 ウ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
(5) 不調時の取扱い	随意契約に移行する。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。
(6) 入札の辞退	宮代町公共工事等電子入札運用基準によるものとする。
(7) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
(8) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(9) 一抜け方式	ア この公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。本入札の落札決定は、「令和8年度 須賀中学校外壁改修工事」、「令和8年度 前原中学校外壁改修工事」、「令和8年度 百間中学校外壁改修工事」の順に行うものとする。 イ 一抜け方式により落札候補者となった者が次順位の入札に応札した場合、その入札書は「無効」とする。 ウ 一抜け方式を適用した結果、先に一抜けした者を含み応札者が複数いる場合、有効となる応札が1者のみであっても入札は成立するものとする。 エ 1回目の入札が予定価格超過等の理由で不落となった場合は、当日中に行う再入札の落札候補者の決定次第、次順位の落札候補者を決定するものとする。この場合、次順位の入札においては、公告に明記した開札時間に落札候補者を決定することはできないため、当該入札の応札者に対して、電話等の方法によりその旨を通知するものとする。 オ 当該入札の執行後における事後審査において落札候補者が「失格」となった場合、有効な入札をした次点候補者が繰り上がりで落札候補者となるものとする。ただし、この落札候補者が他の入札において既に一抜けをしている場合は、重複して他の入札の落札候補者とはなれないため、不利益が生じないように配慮の上、発注者と適宜協議するものとする。
(10) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者が

	した入札 イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札 ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 カ 談合その他不正行為があったと認められる入札 キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ケ やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 入札者の押印のないもの (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの (ウ) 押印された印影が明らかでないもの (エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの コ その他公告に示す事項に反した者がした入札
20 その他	(1) 宮代町競争入札参加者心得を熟知の上、宮代町公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (5) 過去1年間に埼玉県内で工事事故等を起こしたことがあり、かつ、宮代町に通報していない場合は、入札書提出締切日の2日前までに申し出ること。
21 この公告に関する問い合わせ先	(1) 問い合わせ先 宮代町教育推進課 教育総務担当 (2) 電話番号 0480-34-1111 (内線 427)